

生産活動における賃金・工賃及び収支 計算について

- ・生産活動の賃金と工賃計算
- ・積立金
- ・目標工賃と平均工賃の通知
- ・スコア表のⅡ 生産活動

生産活動の賃金と工賃計算

生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

就労支援事業会計のガイドライン

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

就労継続支援事業所における就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究

- ・就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分
- ・福祉事業活動と生産活動の会計区分
- ・共通経費の按分
- ・償却資産の取扱い 等



積立金

原則として余剰金は発生しないが、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができる。

種類	説明	各年度における積立額の限度	積立上限額
工賃変動積立金	将来の一定の賃金・工賃水準を下回った場合に、賃金・工賃を補填することに備える目的で計上する積立金	過去3年間の平均賃金・工賃の10%以内	過去3年間の平均賃金・工賃の50%以内
設備等整備積立金	生産活動に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための、設備等の導入に備える目的で計上する積立金	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内

就労継続支援B型 目標工賃と平均工賃の通知

年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知しなければならない。

参照:「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」

(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

就労継続支援A型 スコア表のⅡ生産活動

- ・スコア表(Ⅱ)生産活動と生産活動実績確認表
- ・スコア表(Ⅱ)生産活動と就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書と生産活動実績確認表

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ）

(Ⅰ) 労働時間				
前年度（ 年度）				
雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間		時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	人
			利用者の1日の平均労働時間数	時間
(Ⅱ) 生産活動				
会計期間（ 月～ 月）				
前々々年度（ 年度）				
生産活動収入から経費を除いた額		円	利用者に支払った賃金総額	円
			収支	円
前々年度（ 年度）				
生産活動収入から経費を除いた額		円	利用者に支払った賃金総額	円
			収支	円
前年度（ 年度）				
生産活動収入から経費を除いた額	①	円	利用者に支払った賃金総額	② 円
			収支	③ 円
(Ⅲ) 多様な働き方				

スコア表(Ⅱ)生産活動と生産活動実績確認表

①生産活動収入から経費を除いた額（ $a - (b - c)$ ）
 = 事業収入 - (必要経費 - 内賃金支払額)

②利用者に支払った賃金総額（ c ）
 = 内賃金支払い額

③収支 = 生産活動収益（ $a - b$ ）

※生産活動の作業が複数ある場合、各区分の合算値

生産活動実績確認表				
事業所名称	利用者		人	職員
作業名 ※1				
業務の内容	生産活動の内容			
	活動場所			
	必要資機材・材料等			
区分	円	円	円	時間
	事業収入 ※2 a	必要経費 ※3 b	内賃金支払額 ※4 c	生産活動収益 ※5 a - b
				総労働時間 d

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ）

(Ⅰ) 労働時間					
前年度（ 年度）		雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	人
		利用者の1日の平均労働時間数	時間		

(Ⅱ) 生産活動					
会計期間（ 月～ 月）					
前々々年度（ 年度）					
生産活動収入から経費を除いた額		円	利用者に支払った賃金総額		円
			収支		円
前々年度（ 年度）					
生産活動収入から経費を除いた額		円	利用者に支払った賃金総額		円
			収支		円
前年度（ 年度）					
生産活動収入から経費を除いた額		円	①	利用者に支払った賃金総額	円
				②	円
			収支	③	円

スコア表(Ⅱ)生産活動と 就労支援事業別事業活動明細書

①生産活動収入から経費を除いた額（※2－（※3－※4））
＝就労支援事業活動収益計－（就労支援事業活動費用計－②）

②利用者に支払った賃金総額
＝利用者賃金＋利用者工賃＋利用者賃金・工賃に対する法定福利費（※4）

③収支＝ 就労支援事業活動増減差額（※5）

就労支援事業別事業活動明細書（自）2024年4月1日（至）2025年3月31日

勘定科目		合計
収益	就労支援事業収益	0
	就労支援事業活動収益計 ① ※2	0
費用	就労支援事業販売原価	0
	期首製品（商品）棚卸高 ②	0
	当期就労支援事業製造原価 ③＝J	0
	当期就労支援事業仕入高 ④	0
	合計（②＋③＋④＝⑤）	0
	期末製品（商品）棚卸高 ⑥	0
	差引（⑤－⑥＝⑦）	0
	就労支援事業活動費用計 ⑦ ※3	0
	就労支援事業活動増減差額（①－⑦＝⑧） ※5	0

就労支援事業別明細書（自）2024年4月1日（至）2025年3月31日

勘定科目		合計
I	材料費	
	1. 期首材料棚卸高	0
	2. 当期材料仕入高	0
	計	0
	3. 期末材料棚卸高	0
	当期材料費 A	0
II	労務費	
	1. 利用者賃金 ※4	0
	2. 利用者工賃 ※4	0
	3. 就労支援事業指導員等給与	0
	4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	0
	5. 就労支援事業指導員退職給付費用	0
	6. 法定福利費（（1）＋（2））	0
	（1）利用者賃金・工賃に対する法定福利費 ※4	0
	（2）就労支援事業指導員等に対する法定福利費	0
	当期労務費 B	0

就労支援事業別事業活動明細書と 生産活動実績確認表

[illegible]

参考資料

【社会福祉法人】

・「社会福祉法人会計基準の制定について」

(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」

(平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

【社会福祉法人以外の法人】

・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」

(平成18年10月2日社援発第1002001号社会・援護局長通知)